

## コロナウイルス感染症に伴う出席停止について

コロナウイルス感染症に「感染した」「濃厚接触者になった」場合は出席停止です。

### 登校時には以下の確認が必要になります

登校する前日に、以下の状況を確認し、担任(学校)に電話連絡をすること。

登校時は、KSL P111の登校許可書に保護者が記入し、持参すること。

状況確認時から3日以内に体調不良がない。

感染者・・・治癒して保健所から登校の許可ができるまで。

濃厚接触者・・・感染者と接触した後、14日経過している。

※体調不良がないとは、37.0以上の発熱、咳、鼻水、頭痛、腹痛、下痢等の風邪症状がないこと

【記録用】担任に連絡する際に必要な事項です。記録しておいてください。

令和\_\_年\_\_月\_\_日に検査の結果、(感染者・濃厚接触者)となる。

保健所との話し合いの結果、発症日は令和\_\_年\_\_月\_\_日となる。

令和\_\_年\_\_月\_\_日から、令和\_\_年\_\_月\_\_日まで、

保健所の指示で治療及び自宅での療養をする。

その結果、感染の恐れがなくなり、体調不良もないため、令和\_\_年\_\_月\_\_日から

登校する。